

# 会 則

平成20年11月8日 制定

- 第1条 (名称) 本会を 夢想神伝林崎流 尚士館 と称呼する。
- 第2条 (目的) 居合剣術は日本古来より約千年の歴史と文化を有し、現代にあって、その継承と発展に努め、一層多くの人々に永く、楽しく、安全に、心身の修養練磨を通し、人格を養う事を目的とする。
- 第3条 (本部) 本会の本部を下記に置く。  
東京都北区田端新町1-12-2 宅工ビル1階
- 第4条 (会員) 本会の目的に賛同し、会の和合発展に協力する人を以って組織する。
- 第5条 (役員) 1、本会に次の役員を置く。  
役員は会の円滑な運営と発展に寄与する。  
会長1名 副会長1名 会計庶務1名  
2、役員任期は1年とし、互選による。  
但し、再任を妨げない。  
3、役員職務  
会長 本会全般を統括する。会計監査業務を行う。  
副会長 会長を補佐するとともに、会の運営及び企画、調整、連絡業務を行う。  
会計庶務 会計庶務の実施。
- 第6条 (会費) 会の運営に必要な経費は会費をもって充当する。  
会費は月5千円とする。  
毎月末日に翌月分として会計に納入する。
- 第7条 (会計) 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月末迄とする。  
総会前に会計監査を行う。  
会計庶務が担当し、会長が監査を行う。
- 第8条 (事業) 1、稽古 原則として週1回の稽古、又は勉強会、研究会を行う。  
2、昇段審査 夢想神伝林崎流の昇段審査を年1回行う。  
3、交流 各連盟が実施する大会、講習会、昇段審査への参加。  
各団体が実施する競技会、演武会招聘への参加。  
4、会合 会員相互の親睦会の開催及び年1回の総会を行う。  
5、各事業への参加費用は、実費にてその都度清算する。
- 第9条 (自己責任の原則) 稽古、各事業等への参加における事故、負傷等の責任は、全てその当事者が負う。
- 第10条 (禁忌事項) 1、酒気を帯びての稽古、演武  
2、抜刀して人を畏怖させ、又は危険な行為

- 3、会に届け出のない他流、他所にての競技、演武等
- 4、社会通念に照らし会の組織、規律を乱す行為
- 5、居合、剣術を志す者として恥ずべき行為

第11条（総会） 毎年3月に総会を開催する。

- 1、会計報告
- 2、会則の改定
- 3、役員を選出
- 4、その他

第12条（会則の発効日） この会則は平成20年11月8日をもって発行する。

附則 この会則に定めない事項については、その都度討議し決定する。

以上